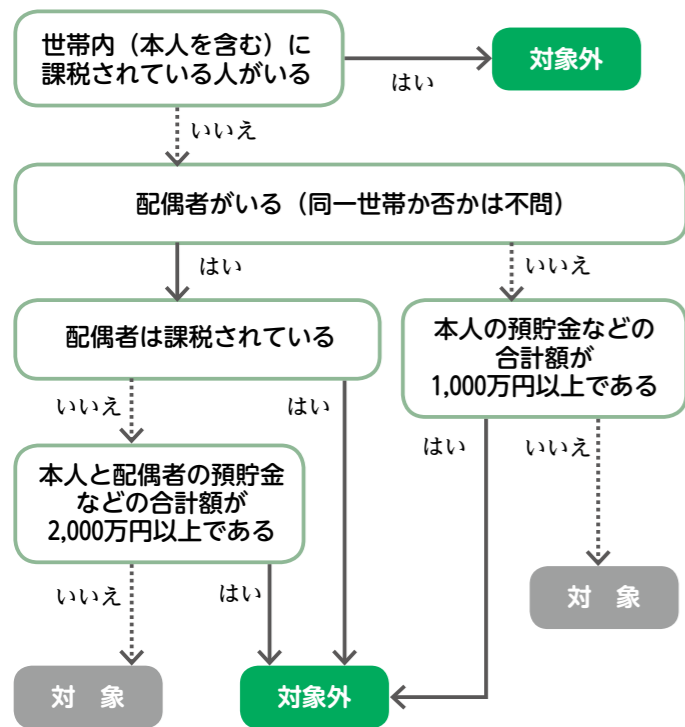


【食費・居住費負担軽減の判定の流れ】



これまで一般的な所得者の上  
限額は3万7,200円でした  
が、特に所得の高い現役並み所  
得相当の方が世帯内にいる場合  
は、上限額が引き上げられます。  
**引き上げの対象** 65歳以上で1  
45万円以上の課税所得者が、  
同一世帯内にいる方  
**負担上限額** 4万4,400円  
※課税所得が145万円以上で  
も、同一世帯内の第1号被保険  
者の収入が一定額(1人の場合  
で383万円、2人以上の場合  
で520万円)未満の場合は、  
町への申請により、負担上限額  
が3万7,200円に戻ります。

保険給付制限を  
知っていますか

通常、介護サービスを利用し  
た際は、利用料全体の1割また  
は2割が自己負担となります。  
(法改正により、65歳以上「第  
1号被保険者」で一定以上の所  
得がある方は2割負担。詳細は  
8ページを参照)  
残りの部分(9割または8割)  
は、皆さんの介護保険料など  
で賄われています。  
介護保険料を納めずにいると  
その期間に応じて保険給付措置  
がとられます。

# 8/1(土)から 介護保険の費用負担が変わります

—保険料は必ず納めましょう—

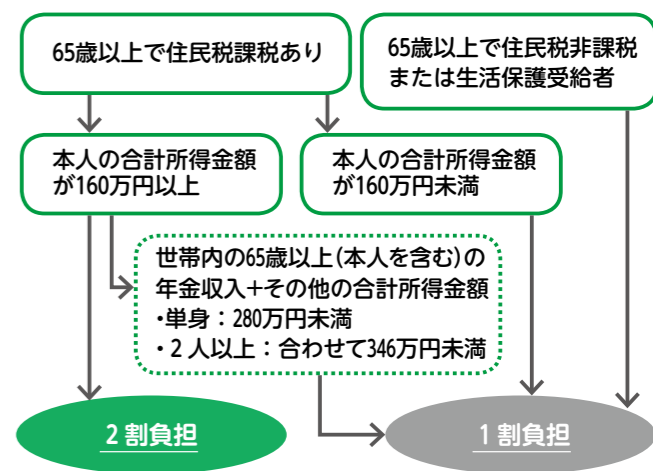
照会先 健康福祉課 ☎85-7790

サービスの費用の  
自己負担割合が2割に

これまで、サービスの費用の  
1割が介護サービス利用時に支  
払う自己負担でしたが、65歳以  
上(第1号被保険者)で一定以  
上の所得がある方は、自己負担  
割合が2割に変わります。  
**2割負担となる対象** 65歳以上  
で、合計所得金額が160万円  
(年金収入のみの単身者は年収  
280万円)以上の方  
※合計所得金額が160万円以  
上でも、世帯内の「65歳以上  
の方の年金収入とその他の合計所  
得金額の合計」が、単身で28  
0万円未満、2人以上の世帯で  
346万円未満の場合は1割負  
担となります。  
**負担割合証の交付** 要介護・要  
支援認定を受けた方には7月中  
に、負担割合が記された「負担  
割合証」が町から交付されてい  
ます。負担割合証は、介護保険

介護保険制度は、私たちがい  
つまでも安心して暮らせるよう  
40歳以上の人が加入者として保  
険料を負担し合い、介護が必要  
な人を社会全体で支える大切な  
仕組みです。高齢化が進む中、  
団塊世代が75歳以上となる平成  
37年以降も制度を維持するため  
費用負担が見直されます。

【負担割合の判定の流れ】



【負担割合証のイメージ】(表面)

介護保険負担割合証	
交付年月日 平成 年 月 日	
被保険者	番号
住所	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日 性別
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	143826 箱根町

食費・居住費の負担軽減の  
基準に2要件を追加

介護保険施設や、短期入所生  
活(療養)介護の利用者の食費  
と居住費は、自己負担が原則で  
すが、低所得者については軽減  
されています。しかし、在宅生  
活者や保険料の負担者との公平  
性を高めるため、負担軽減の勘  
案要件の一部が見直されます。  
**追加される勘案要件** これまで  
の勘案要件(本人および同一世

食費・居住費の負担軽減の  
基準に2要件を追加

介護保険施設や、短期入所生  
活(療養)介護の利用者の食費  
と居住費は、自己負担が原則で  
すが、低所得者については軽減  
されています。しかし、在宅生  
活者や保険料の負担者との公平  
性を高めるため、負担軽減の勘  
案要件の一部が見直されます。  
**追加される勘案要件** これまで  
の勘案要件(本人および同一世

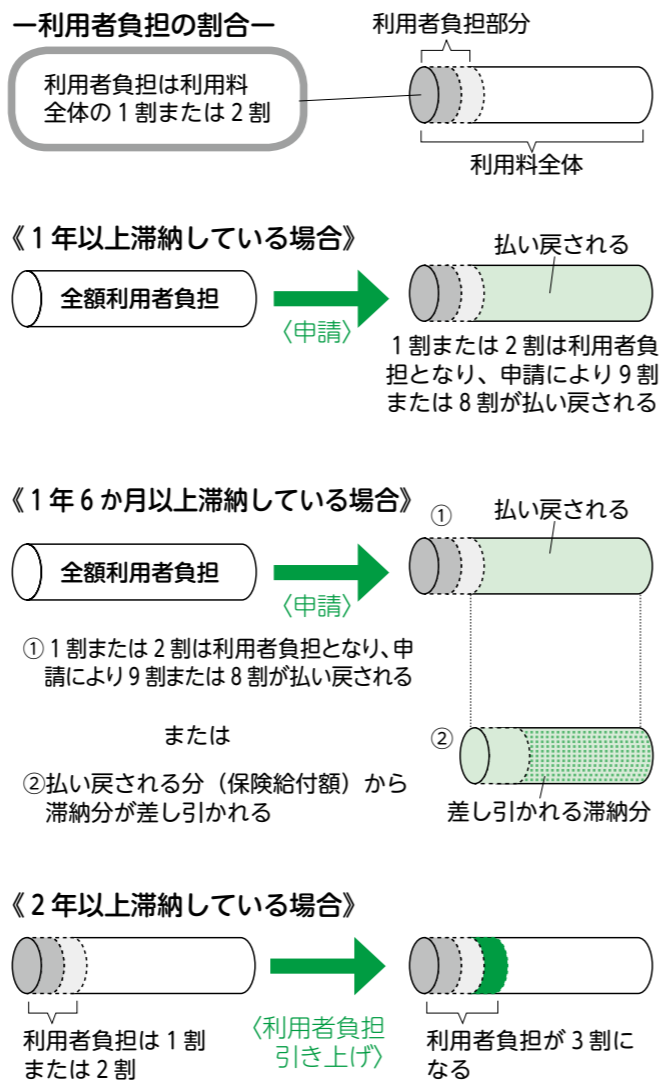
被保険者証と一緒に保管し、介  
護サービスを利用する際は両方  
ともサービス事業者や施設に提  
出してください。  
○ 配偶者が課税されている場合  
(同一世帯か否かは不問)  
○ 預貯金などの資産が、単身者  
は1千万円、配偶者がいる方  
は本人と配偶者の合計で2千  
万円を超える場合

虚偽の自己申告に対する罰則  
2点の新たな勘案要件は原則、  
申請者の自己申告です。申請書  
添付資料の内容に、虚偽の申告  
やそれに伴う不正な食費・居住  
費の軽減受給が発覚した場合は、  
不正の度合いにより不正受給額  
の返還に加え、受給額の最大2  
倍の加算金が課されます。

月々の負担上限額を引き上げ

介護サービス利用時の自己負  
担には、月々の負担上限額が設  
けられており、上限額を超えた  
場合は、町への申請により超過  
分の金額が払い戻されます。

【給付制限のイメージ】



○ **1年以上滞納した場合**  
介護サービスの利用にかかっ  
た費用が一次的に全額自己負担  
自己負担となります。その後の  
申請により保険給付分が払い戻  
されます。  
○ **1年6か月以上滞納した場合**  
介護サービスの利用にかかっ  
た費用が一次的に全額自己負担  
となり、さらに申請によって払  
い戻される保険給付の一部また  
は全額が、一次的に受け取れな  
くなります。また、払い戻され  
る保険給付額から滞納していた  
保険料が、差し引かれる場合に

あります。  
○ **2年以上滞納した場合**  
介護サービスを利用した際の  
利用者負担が、通常1割または  
2割から、3割に引き上げられ  
ます。さらに、高額介護サービ  
ス費などの支給が受けられなく  
なる場合があります。  
● **保険料を納められないときは**  
保険料の減免や、支払い猶予  
期間の設定が可能になる場合に  
ありますので、災害や失業など  
やむを得ない事情で保険料の納  
付が難しい場合は、相談してく  
ださい。

～「敬老祝金」を贈呈します～

永年にわたり社会に貢献したお年寄りの方に、  
町から祝い金を贈呈します。  
対象者には郵便で通知します。  
**対象** 9月15日(火)現在で80歳、90歳、100歳  
**贈呈時期** 9月中を予定  
**照会先** 健康福祉課 ☎85-7790